令和4年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時:令和4年6月30日(木) 午後2時

場 所: 呉市役所 7階 755~758号室

付議事項

議案第 19 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第 21 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 22 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

議案第 23 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 24 号 農用地利用集積計画(案)について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

その他

出席委員

1番 柏木 健二 2番 田中 慎二 3番 谷 新子 4番 宮脇 和幸

5番 横段 登 7番 立花 達也 8番 水場 光輝 9番 今井 満

10番 亀山 博司 11番 秋光 貴志 12番 大道 正孝 13番 長迫 秀

14番 新田 隆次 16番 椋開地 省二 17番 本末 滿 18番 石田 尚則

19番 北村 正次

欠席委員

6番 髙本 光之

推進委員

山田 修 川本 考三 藤本 隼人

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査

(午後2時)

議長(北村):出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 長迫委員、14番 新田委員を指名します。 なお、本日の欠席通知は、6番 高本委員から出ています。

> 皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご 留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を 切るか、マナーモードに切り替えてください。

議 長:事務局から配付資料の確認をお願いします。

事 務 局:配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置 図を送付しています。また、本日配付した資料は、「農用地利用集積計画(案)」、地区 別の農地集積会議・地区会の案内、チラシ「クマの目撃情報について」です。ありますで しょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書4ページの議案第21号 1番の農地区分の欄に「第2種」と追記をお願いします。

議場:はい。

議 長:それでは付議事項に入ります。議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、倉橋町字旭町〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は549㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、ネギやタマネギ等の野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせて10アール以上になりますので、下限面積10アールを満たしています。

議長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員:8番 水場です。申請地は、住宅街の中にあります。すでにトウモロコシやかんきつ類が 植えられており、何も植わってない所も保全管理しておられ、今後ネギやタマネギを必ず 植えられるとのことです。意気込みは感じましたので、特に問題ないと思います。ご審議 のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:2番の申請地は、下蒲刈町下島字塩浜新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は3,038㎡ の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで51アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

椋 開 地 委 員: 16番 椋開地です。譲受人は、申請地を以前から借用し、ハウスを持って果樹等を栽培していましたが、所有者が相続の関係で変わり、改めて売却したいとの譲渡人の意向を受け入れることにしたとのことでした。譲受人の息子さんも農業に協力するとのことで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番の申請地は、下蒲刈町下島字見戸代〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1、 053㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が10以上アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

椋 開 地 委 員: 16番 椋開地です。譲受人はもうすぐ仕事を退職されるということで、その後に申請地を耕作する計画とのことです。近所の方や近隣の親戚の方も協力するとのことなので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:次に,議案第20号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とします。 1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番ついては、令和4年5月25日付けで、農地法第3条の規定による許可の取消願の 提出がありましたので、審議を求めるものです。これは、令和4年2月に開催された農業 委員会総会において審議され、令和4年2月28日付け呉農委指令第106号で許可した 案件ですが、譲受人は農地を取得後、農地転用により建物を建築する予定のところ、錯誤 により3条許可を申請したため、取消願が提出されたものです。なお、取消後、建物を建 築するため農地法第5条許可申請をする予定です。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議 長:ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、取消と決定します。

議 長:次に,議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について,事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、倉橋町字西深見〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で 5,285㎡の第2種農地です。

> ついては、発電容量 2 4 9. 9 k w, 太陽光パネル 1, 4 4 0 枚を設置する計画です。 関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受 給契約については、認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する 予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要 で、農振農用地区域については、この 6 月 1 3 日に除外済です。また、転用面積が 3. 0

> 転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、所有権を移転するもので、規模等に

O O m を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員:8番 水場です。申請地は、結構広い土地ですが、農地としては30~40年くらい常に

ぬかるんだ状態です。土地の有効理由ということを考えると許可はやむを得ないと思います。排水の方も、必ず公共の排水路まで水を流すようお願いをしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議 長:ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議のない旨の答申を得たときに許可とすることを決定します。

議 長:2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:2番の申請地は、安浦町水尻2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は88㎡の第2種農地です。転用の目的は、工場の一部として使用するものです。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、譲受人の工場の一部として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員:10番 亀山です。申請地は、既に農地の上に工場が建っているのですが、工場を建てるときに、建築確認をどのように取ったのかが不明です。許可はやむを得ないとは思うのですが、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

横 段 委 員:後から始末書を出せば認められるのであれば、やった者勝ちになってしまう。

水 場 委 員:建てたときに、どうやって建築確認を取ったのか疑問だ。

事 務 局:農地パトロールや現地確認の際に、こういう事例を時々見るので、市建築指導課長に尋ねたことがあります。その時の答えとしては、建築確認の時に地目は確認事項になっていないとのことでした。公有地の取り込み、盛土規制等敷地としての安定性や権利関係についてはきちんと確認しますが、地目については、申請書に書く欄すらないということでした。非常に矛盾を感じますが、現状としてはこういうところです。

水 場 委 員:建てたときに、金融機関はどういう風なお金の貸し方をしたのか。農地は担保にならない と聞いているのに、不思議でならない。

亀 山 委 員:今回の譲渡とは別に、他にもこの敷地の中に農地は残っていると思うので、今後も同様の

申請が出てくると思います。

事 務 局:こういう状況には矛盾も感じるので、再度建築指導課に話しに行ってみます。

議 長:農業委員会から建築指導課へ、こういった事例の対策について要望してみてはどうでしょうか。

議 場:はい。

議 長:本件について他にないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で 213㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する住宅の駐車場4区画及び進入路として使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員:10番 亀山です。申請地は、隣接地に居住している方が譲受人で、進入路と駐車場として使用されるとのことです。立地的に耕作することもできず、許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長にないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:4番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は1.32㎡の第 2種農地です。

転用の目的は、隣接する進入路の一部として使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員:10番 亀山です。申請地は、3番の申請地と隣接しており、譲渡人は同じ方です。この申請地の上に譲渡人宅へ入る進入路があり、その拡張に伴う売買となります。立地的に耕作することもできず、許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議 長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:次に,議案第22号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請 について」を議題とします。1番と2番は関連がありますので,一括して事務局の説明を お願いします。

事務局:本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるものです。

この制度の適用に当たっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに 農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書 類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、 今回証明申請が提出されたものです。

1番と2番の申請地は、所有者が兄弟で父親から相続したものになりますので、まとめて説明させていただきます。

1番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1、300mの第3種農地で、平成21年9月1日に相続した農地です。現在は水稲が作付けされていました。今回証明する期間は平成31年4月27日から令和4年6月30日までとなります。

2番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で 1、503㎡の第3種農地で、同じく平成21年9月1日に相続した農地です。現在は水 稲及び野菜が作付けされていました。今回証明する期間は平成31年4月27日から令和 4年6月30日までとなります。

議長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員:3番 谷です。申請地はいずれも申請人の近所にある農地で、広い農地ですが、田や畑 としてきちんと耕作しておられました。 なお、1番と2番の申請者は兄弟で、父親から相続により引き継いだ農地を引き続き耕作しており、証明については問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長: それではご審議願います。ご質疑, ご意見ありませんか。

議場:なし。

議 長:ないようですので、1番と2番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、1番と2番は、証明と決定します。

議 長:3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は畑及び田、面積は合計で 2,070㎡の第2種農地で、平成30年5月16日に相続した農地です。現在は水稲及 び果樹が作付けされていました。今回証明する期間は平成30年12月27日から令和4 年6月30日までとなります。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員:10番 亀山です。申請地は、それぞれ果樹やブルーベリー、水稲がちゃんと耕作されていましたので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議長:それでは、本件は、証明と決定します。

議 長:次に,議案第23号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議 題とします。1番について,事務局の説明をお願いします。

事 務 局:本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。また市街化区域以外の農地については、現行法では終身営農を継続した場合に一定部分の相続税額の納税が猶予されますが、平成30年の改正前にこの手続がとられたものについては、20年の営農継続で納税が免除されます。

これらの制度の適用を受けるため、農業委員会の「相続税納税猶予に係る特例農地等の

利用状況の確認」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の申請地は、広白岳3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で1、 644㎡の第3種農地で、平成13年10月21日に相続した農地です。

申請人は被相続人の妻であり、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は、現地調査で、畑として適切に管理されていました。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員:3番 谷です。申請地は、いずれも住宅街の中にある農地で、野菜等、いろいろな農産物が作付けされておりました。農地として利用されているということで問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議長: それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長:2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:2番の申請地は、広大広2丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1 017㎡の第3種農地で、平成14年6月14日に相続した農地です。

> 申請人は被相続人の妻であり、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き 続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は、現地調査で、畑として適 切に管理されていました。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員:推進委員 山田です。申請地は、いずれも住宅街の中にある農地で、野菜等、いろいろな農産物が作付けされておりました。農地として利用されているということで問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長:ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長:3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番の申請地は、仁方宮上町〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は田及び畑、面積は合計で 1,113㎡の第3種農地で、平成14年2月21日に相続した農地です。

申請人は被相続人の子であり、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は、現地調査で、田及び果樹園として適切に管理されていました。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員:推進委員 山田です。申請地は、いずれも住宅街の中にある農地で、主に果樹や水稲が作付けされておりました。農地として利用されているということで問題ないと思います。 ご審議よろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場: 異議なし。

議長: それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長:4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:4番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田及び畑、面積は合計で2、002㎡の第2種農地で、平成14年11月27日に相続した農地です。

申請人は被相続人の子であり、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は、現地調査で、保全管理されていました。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員:10番 亀山です。申請地は、平成30年の豪雨災害があった影響もあるとは思いますが、今は管理されておりましたので、問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長:ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長: つぎの, 議案第24号につきましては, 私が一部当事者となりますので, 議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条の規定により, 私は退席します。議長に第2順位の職務代理者である13番 長迫委員を指名します。議長席へお願いします。

13番 長迫委員議長席へ

北村会長 退席

議長(長迫):それでは、議事の進行をさせていただきます。

議案第24号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

務 局:農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出に ついて、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画 (案)」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案 提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページから2ページ までをご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原 町字林原〇〇〇番ほか39筆で、合計面積は17、481㎡です。設定する権利内容は、 賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につ きましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に3ページの1-2をご覧くだ さい。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字土居〇〇〇番 ほか10筆で合計面積は5.802㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借に よる権利の設定です。その他,貸し借りの期間及び利用目的等につきましては,それぞれ 資料のとおりとなっております。次に4ページにつきましては、利用権を設定する場合の 貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した 共通事項です。5ページと6ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる 方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しま

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

したら、7月1日付けで公告する予定です。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議長を会長に交代します。ご協力ありがとうございました。

13番 長迫委員 自席へ戻る

北村会長 着席

議長(北村):次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:議案書の11ページから13ページまでをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、14ページの非農地証明申請について3件を証明しましたので報告します。

また、議案書の15ページから20ページまでにつきましては、同じくこの1か月間に 非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地判断について139件 (61,817.76㎡)を通知しましたので報告します。

議 長:推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推進委員:なし。

議 長:その他,事務局から何か説明事項はありますか。

事務局:農地集積会議・地区会の開催について

農業委員会活動記録簿の提出について

農業新聞の普及・推進の功績による表彰について

市内でのクマの目撃情報について、チラシ等により説明を行う。

議 長:今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議場:なし。

議 長:それでは、次回の日程を申し上げます。

次回, 令和4年第7回総会は, 7月29日 金曜日 午後2時 から場所は, 呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長:以上で令和4年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。 本日のご審議,ありがとうございました。

(午後3時05分)